

(公 印 省 略)
広情個審第19号
令和8年8月3日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 福永 実

公文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年12月23日付け広市教総企第29号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第399号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和7年12月23日付け広市教総企第29号の諮問事案（諮問第399号事案）

令和7年6月3日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月17日付け広市教指令総企第8号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定（以下「本件不開示決定1」という。）及び同年7月19日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年8月5日付け広市教指令総企第13号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定（以下「本件不開示決定2」という。）の2件の公文書不開示決定に対する同月14日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、令和7年6月3日付け及び同年7月19日付けの公文書開示請求に対して行った本件不開示決定1及び本件不開示決定2は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件不開示決定1及び不開示決定2の取消を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 国の調査研究において、学校がPTA会計資料を職務上取得・把握していることは当然の前提とされており、本件における不存在通知は、国の政策的認識や実務慣行とも整合しない。

イ 特定の市立小学校（以下「本件小学校」という。）の学校職員がPTA会費の徴収事務に直接関与しており、事務の過程で必然的にPTA会計資料を職務上取得または閲覧していると推認される。

ウ 人的支援、物的供給、情報インフラ、負担金の支出、問合せ窓口が学校であることなどから、PTAが本件小学校と不可分の一体的運営を行う補助組織として機能している。

エ PTA総会冊子（以下「本件冊子」という。）には、事業計画、役員名簿等が記載されており、本件小学校がPTAに依存しているボランティアなどを事前に把握しなければ、本件小学校は適切に対応することができない。また、本件小学校の学校だよりにPTA総会の案内が記載されているだけでなく、令和2年度から令和4年度の本件小学校の公式ホームページには本件冊子が掲載されている。

オ したがって、PTA財務関係書類（以下「本件資料」という。）及び本件冊子は本件小学校が職務上取得し、組織的に利用する公文書に該当する。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件冊子は、本件小学校の体育館で行われた本件小学校のPTA総会の場で、PTAからPTA会員へ渡されたものであり、本件小学校は保有していない。
- (2) 本件資料は本件小学校のPTAが所有・管理しているものであり、また、本件小学校から本件小学校のPTAに対して財務関係資料を要求するような事務や手続き等がなかったため、本件小学校は当該請求された文書を取得または保有していない。
- (3) 請求人は、国の調査研究において、学校がPTAの会計資料を取得・把握できる状態であることを前提としていると主張する。しかしながら、このことをもって、本件小学校がPTA関係の会計資料を常に保有していることが前提であるとする根拠にはならない。
- (4) 請求人は、本件小学校職員がPTA会費の徴収事務に直接関与しており、事務の過程で必然的にPTA会計資料を職務上取得または閲覧していると推認されると主張する。しかしながら、学校が集金したPTA会費をPTAへ送金する事務を行う中で、PTAの所有する通帳や出納簿等の取得は不要であり、職務上取得していない。
- (5) 請求人は、人的支援、物的供給、情報インフラ、負担金の支出、問合せ窓口が本件小学校であることなどから、本件小学校のPTAが本件小学校と不可分の一体的運営を行う補助組織として機能していると主張する。しかしながら、本件小学校は保有していないため請求された公文書は存在しない。なお、本件小学校が問合せ窓口であることについては、学校はあくまで連絡の取次を行っているだけである。
- (6) 学校だよりにPTAの具体的な活動内容やPTA総会の案内(開催方法等)が明記され、令和2年度から令和4年度の本件小学校の公式ホームページにはPTA総会資料が掲載されていることから、学校はPTA活動及び総会資料を継続的に把握していると主張する。しかしながら、学校だよりへの記載は、本件冊子を取得しなければ作成できないものではない。そして、令和2年度から令和4年度までは学校公式ホームページに本件冊子の一部を掲載していたが、令和7年度は同ホームページに掲載しておらず、保有していない。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、広島市情報公開条例(平成13年広島市条例第6号)(以下「条例」という。)に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

本件冊子及び本件資料は、いずれも本件小学校のPTAが作成した資料である。PTAは、学校とは独立した団体ではあるが、通常、当該学校の教職員が構成員に含まれ、構成員たる教職員が文書の作成に関与するほか、現に保有していることがあるため、条例第2条第2項にいう「公文書」に当たるか否かが論点となる。

条例第2条第2項は、「公文書」について「実施機関の職員…が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録…であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義している。

当審査会が実施機関に確認したところ、教職員がPTAの役員等に就任する際及び業務時間中にPTAの活動に従事する場合には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条により地方公務員には職務に専念する義務が課されていることから、職務専念義務の免除を申請し、免除の決定を受けているとの説明であった。

このことからすると、教職員がPTAの一員としてPTA活動に従事している場合、当該教職員は業務に従事していないのであるから、条例第2条第2項にいう「実施機関の職員」には当たらないため、本件冊子は原則として「公文書」には該当しない。ただし、当該教職員が、活動中に得た文書が学校として必要であると判断し、学校において共有するとともに本件冊子の廃棄についても学校に委ねた場合には、「実施機関の職員」が「取得した文書」で「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」として、当該実施機関が保有しているもの」といえるため、その時点で「公文書」に該当することとなる。

以下、こうした観点から本件冊子及び本件資料について「公文書」に該当するか具体的に検討する。

(1) 本件冊子について

当審査会が実施機関へ確認したところ、校長ほか本件小学校の教職員の一部はPTAの一員としてPTA総会に出席し、本件冊子を取得し、現在も保有しているとのことであった。このことからすると、本件冊子は原則として「公文書」に該当せず、本件冊子を取得した教職員が、本件冊子について学校において共有するとともに廃棄についても学校に委ねたという事情があれば、本件冊子を公文書として開示決定すべきといえる。

この点、実施機関の職員が本件小学校に出向いて探索を行ったところ、校長室及び職員室の共用キャビネットにおいて本件冊子を紙の状態で保存している事実はなく、また、電子上の共有フォルダにおいても本件冊子を保存している事実はなかったとの説明であり、本件冊子を学校において取得し、共有しているとは認められない。このため、本件冊子は「公文書」には該当しない。

なお、請求人が主張するように、実施機関への確認の結果、本件冊子に記載された内容を学校として参考にする必要がたまにあるとのことではあるが、本件冊子を学校として取得していない以上、私人が保有する文書を職務の参考にしたものであり、当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、「公文書」として本件冊子を保有していないという実施機関の説明に特段の不合理な点は認められない。

(2) 本件資料について

請求人は、本件小学校の職員がPTA会費の徴収事務に直接関与しており、事務の過程で必然的に本件資料を職務上取得または閲覧していると推認されると主張するが、「公文書」に該当するには、本件冊子と同様、PTAの一員として活動している際に関与しているだけでは足りず、本件資料を取得した教職員が、本件資料について学校において共有するとともに廃棄についても学校に委ねたという事情が必要である。

しかし、本件資料についてそのような事情は認められず、また、本件小学校からPTAへ財務関連資料の提出を要求していないとのことであり、PTAから本件小学校に対して直接本件資料が提出されたと認められる事情もない。

以上のことから、実施機関が本件資料を保有していないという実施機関の説明に特段の不合理な点は認められない。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 7. 1 2. 2 3	広市教総企第 2 9 号の諮問を受理（諮問第 3 9 9 号で受理）
R 8. 5. 1 2 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 8. 6. 9 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 8. 7. 1 4 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
青 木 大 輔	弁護士
下久保 聖 司	株式会社中国新聞社 論説委員室論説委員
神 野 礼 斉	広島大学大学院教授
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
見之越 常 治	弁護士